

～京都府の特別支援教育～

みんな笑顔でいきいきと 学べる学校づくりをめざして



京都府教育委員会

目 次

はじめに	2
第Ⅰ章 平成25年度京都府の特別支援教育体制整備の推進	3
第Ⅱ章 特別支援教育指導員の活用、「特別支援教室」構想の実践例から期待される実際の支援への効果	11
第Ⅲ章 京都府内の「特別支援教室構想」実践研究より	
1 A小学校「校内支援システムを構築している例」 ～特別支援教室、通級指導教室、通常の学級の効果的・効率的な連携～	15
2 B小学校「特別支援教室を校内通級指導の場として活用している例」 ～笑顔につながる支援を心がけて～	18
1 C小学校「一人一人に応じた校内支援システムの構築をめざしている例」 ～特別支援教室構想の取組～	21
4 D中学校「通級指導教室と特別支援教室を弾力的に活用している例」 ～不登校生徒への支援～	23
第Ⅳ章 今後の特別支援教育体制整備の推進に向けて	26
参考資料 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム 構築のための特別支援教育の推進（報告）より抜粋	28
「特別支援教室（仮称）」の構想について 文部科学省特別支援教育を推進するための 制度の在り方について（答申）より抜粋	30

はじめに

障害者の権利に関する条約が平成18年12月に国連において採択され、その締結に向けたいくつかの大きな動きがありました。

そのうちの一つは、就学の仕組みを定めた学校教育法施行令が一部改正され、平成25年9月1日に施行されました。これにより、特別支援学校への就学基準に該当している児童生徒は特別支援学校に原則就学する仕組みを改め、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなりました。また小中学校への就学時または転学時における保護者及び専門家からの意見聴取の機会が拡大されました。

もう一つは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が昨年6月に制定され平成28年4月に施行が予定されています。

このように国内関連法の整備が終わり、障害者の権利に関する条約は平成26年1月に批准され、同2月19日から我が国において効力を生じることとなりました。

また、京都府では、障害を理由とした差別をなくし社会的障壁を取り除き、共生社会の実現を目指す「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が本年3月に制定されました。

こうして障害者に関する法令が整備されるとともに、具体的に教育環境における「基礎的環境整備」及び一人一人の教育的ニーズに応じた「合理的配慮の提供」が義務付けられます。それは、可能な限り、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築の具現化につながるものです。

京都府では、従来からインクルーシブ教育システムの構築をめざして、「特別支援教育体制整備の推進」を様々な事業を活用して行ってきました。それらの事業での成果は少しづつではありますが、京都府内に広がりつつあります。

この冊子においては特別支援教育体制整備の推進のための事業の報告と併せて、推進を強化するために京都府独自の取組として行っています特別支援教育充実事業についても、その成果をまとめています。この充実事業では、校内委員会やコーディネーターがより機能し、子どもたちにより適切な支援を提供するための効果的な組織体制や、「特別支援教室構想（仮称）」による弾力的運用の方策等、各校の実情に応じた校内の支援体制づくりに効果をあげてきています。

また、今年度は就学前から社会自立に至るまでの「円滑な移行支援」も重点課題として捉え、健康福祉部障害者支援課と協働して、京都府としてモデルとなる相談支援ファイルの見直しと移行支援シートの制作を行いました。これらを参考に京都府内全域でその地域の実情に即した相談支援ファイル等の作成と活用を進め、まずは移行期における校種間連携に役立てていただきたいと考えています。この支援をつなぐことに係わる様々な取組が、子どもたちへの生涯にわたる支援の充実につながっていくものと確信しています。

この冊子は京都府内の諸取組の成果のごく一部分を取り上げたものですが、今後の京都府の特別支援教育をさらに充実、推進させていく方策に、そして何より、支援を必要とするすべての子どもたちの教育の充実に役立てられることを願っています。

平成26年3月

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉

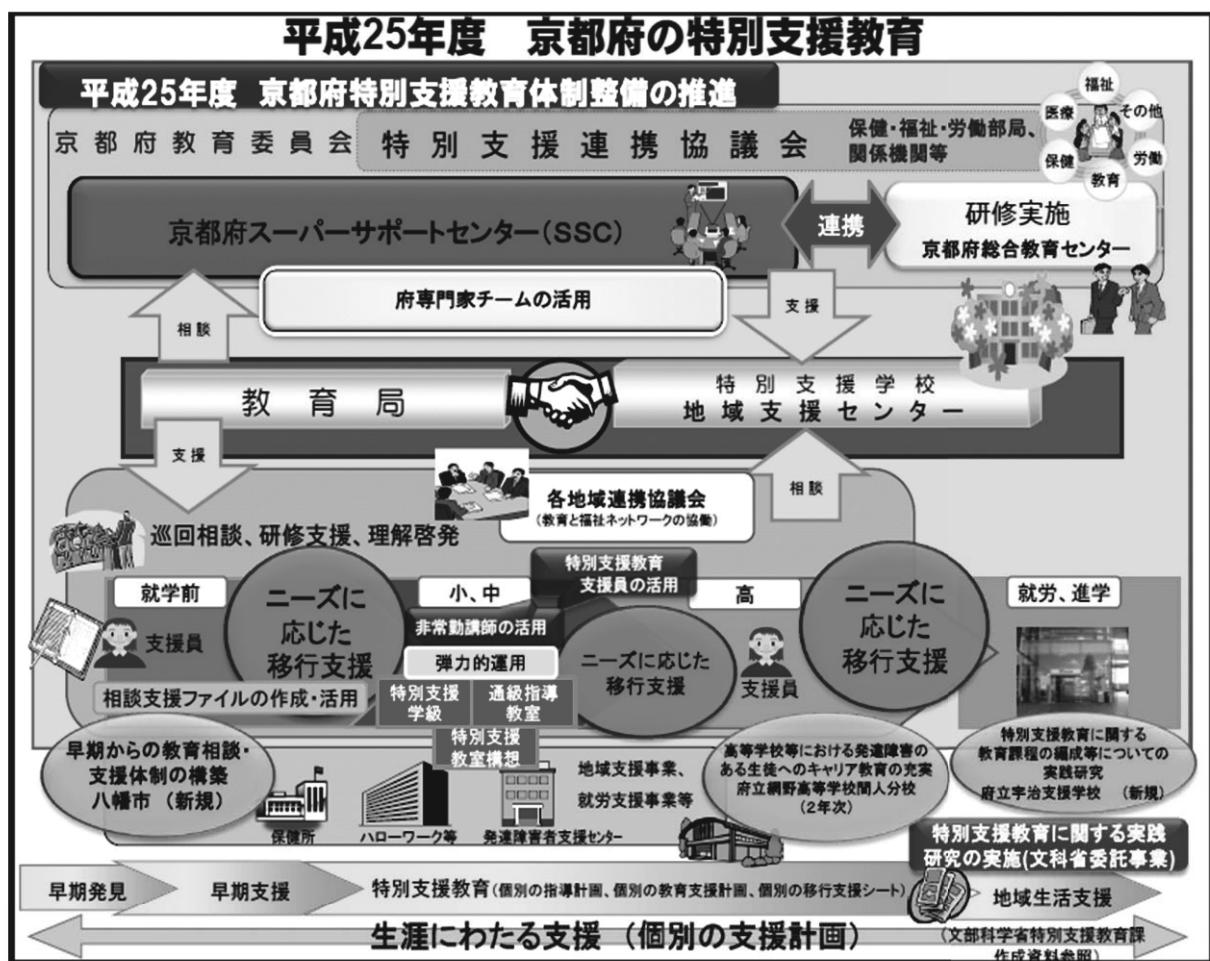
第Ⅰ章

平成25年度

京都府の特別支援教育体制整備の推進

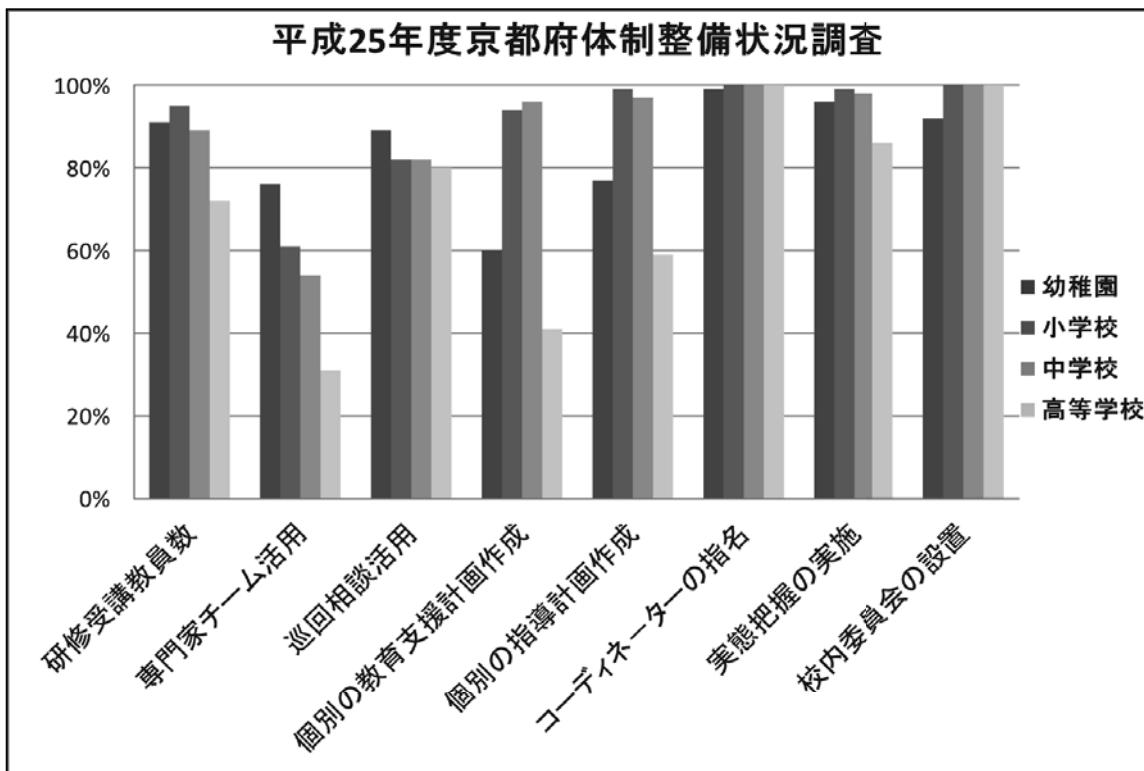
下の図は、平成25年度の特別支援教育体制整備の推進に向け京都府内において実施している諸事業を、それぞれの関係性を重視しながら表したもので、基本的にこれらの事業は京都府内全域で一斉に実施しています。そして、特別支援教育に関する実践研究（文部科学省の委託事業）については、指定地域や学校で実施し、その成果を府内全域に広めています。

この章では、京都府内全域で進めている取組の主だったものについて、現在の状況、課題と成果等について紹介します。各校や地域により状況に違いはありますが、一つの取組が一つのところで終わることなく関係機関と連携しながら広がり深まっていくことにより、図の一番下にあるように子どもたちに「生涯にわたる支援」が提供できることにつながるものと考えています。

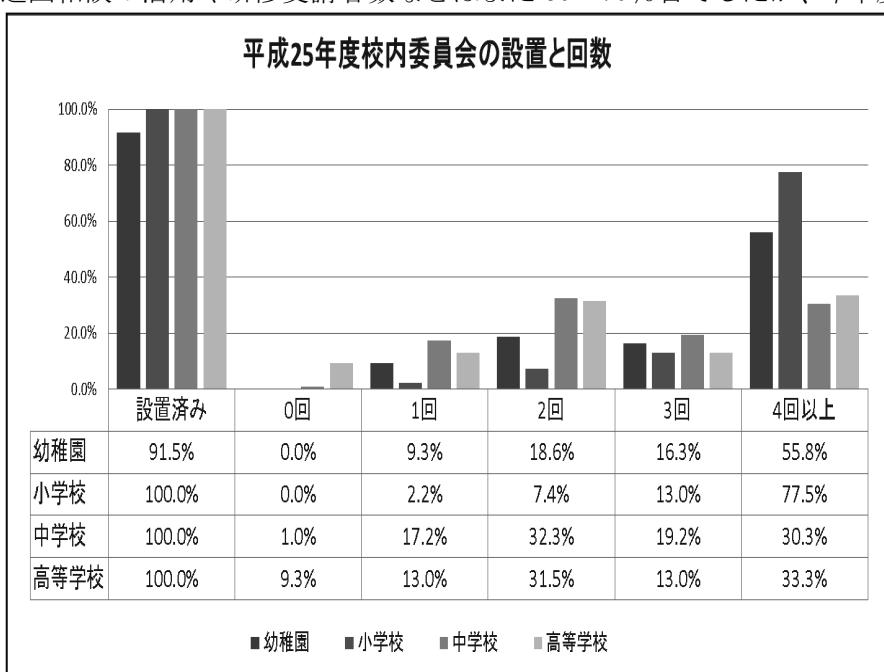


1 特別支援教育体制整備の推進

下のグラフは、毎年文部科学省が実施している特別支援教育に係る体制整備状況調査のうち、京都府の公立学校（園）の体制整備状況についてグラフ化したものです。



校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名についてはほぼ 100% になっています。園児数の少ない幼稚園では「校内委員会」という形を取らずその役割を他の会議が果たしている場合もありますので、府内全ての公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校において特別支援教育の推進体制の基盤ができあがってきていると言えます。この 2 項目については特別支援教育に転換してから 4 年目の平成 22 年度には概ね 100% に達成していました。その頃は、巡回相談の活用や研修受講者数などはまだ 60~70% 台でしたが、今年度は上のグラフにあるように 80% を超える数字になっており、平成 22 年度以降から内容の充実が図られてきていることが伺えます。

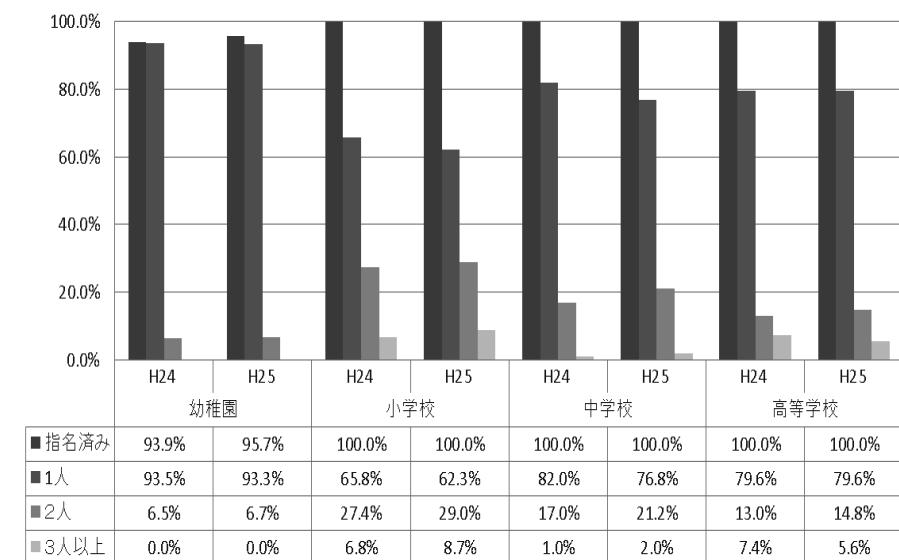


実態把握については 95 % 以上の校（園）で行われるようになり、支援の必要な子どもの把握が進む中で、特別支援教育に係る研修の受講教員数も幼稚園、小学校では 90 % を

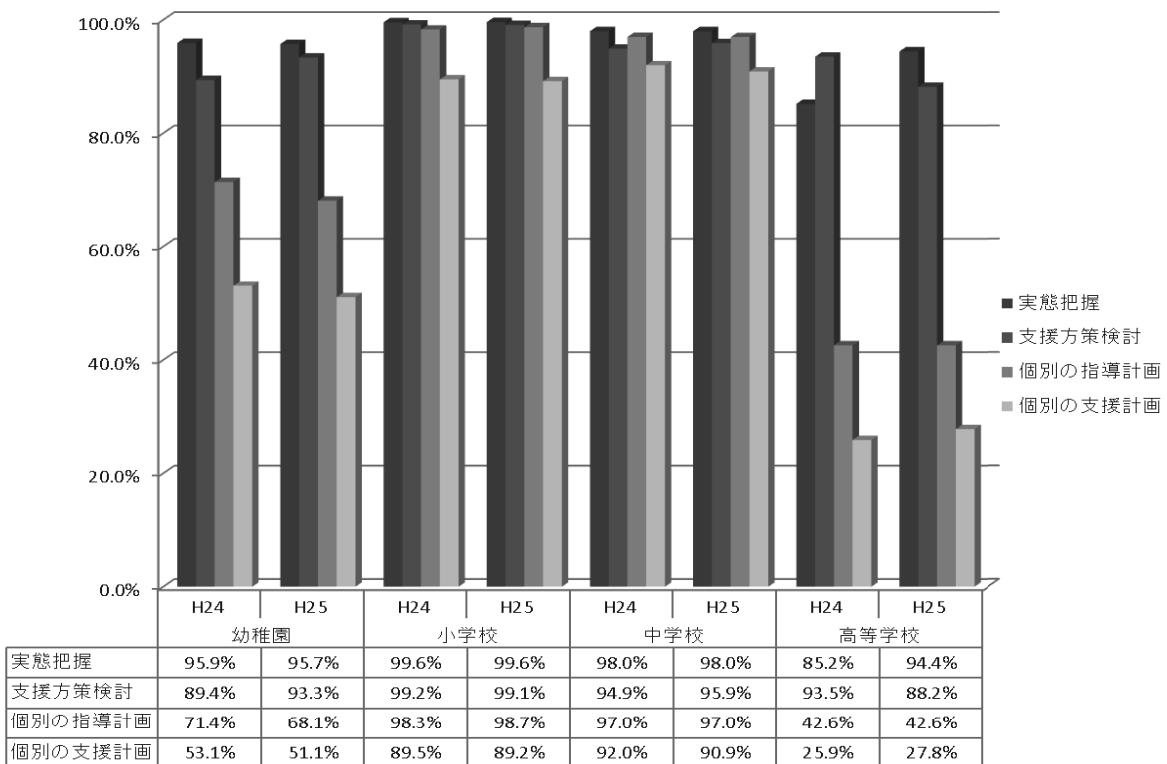
越えました。校内委員会等が機能的に運営される中で、研修の実施や個別の指導計画の作成・活用・検討が図られ、校内の支援力向上につながってきていると考えています。

一方で、増加傾向にはあります。が、巡回相談は80%程度に、専門家チームの活用も50~70%程度にとどまっています。

特別支援教育コーディネーターの指名



実態把握と支援方策の検討 個別の指導計画・個別の教育支援計画



90%を超える多くの校（園）で、校内委員会にて支援の方策の検討や、小中学校では個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成につながっています。

表にはあげていませんが、調査では個別の指導計画を作成している学校のうち、通常の学級

在籍の児童生徒について個別の指導計画を作成している学校は小学校で 86.1%、中学校では 76.0%に上っており、どこに在籍しているかに関わらず、支援の必要な児童生徒の指導計画作成が進みつつあることが伺えます。

しかし、幼稚園、高等学校における個別の指導計画等の作成は今後の課題であり、また校種を問わず、作成された指導計画等を実際の支援に生かしていくことも課題と考えます。

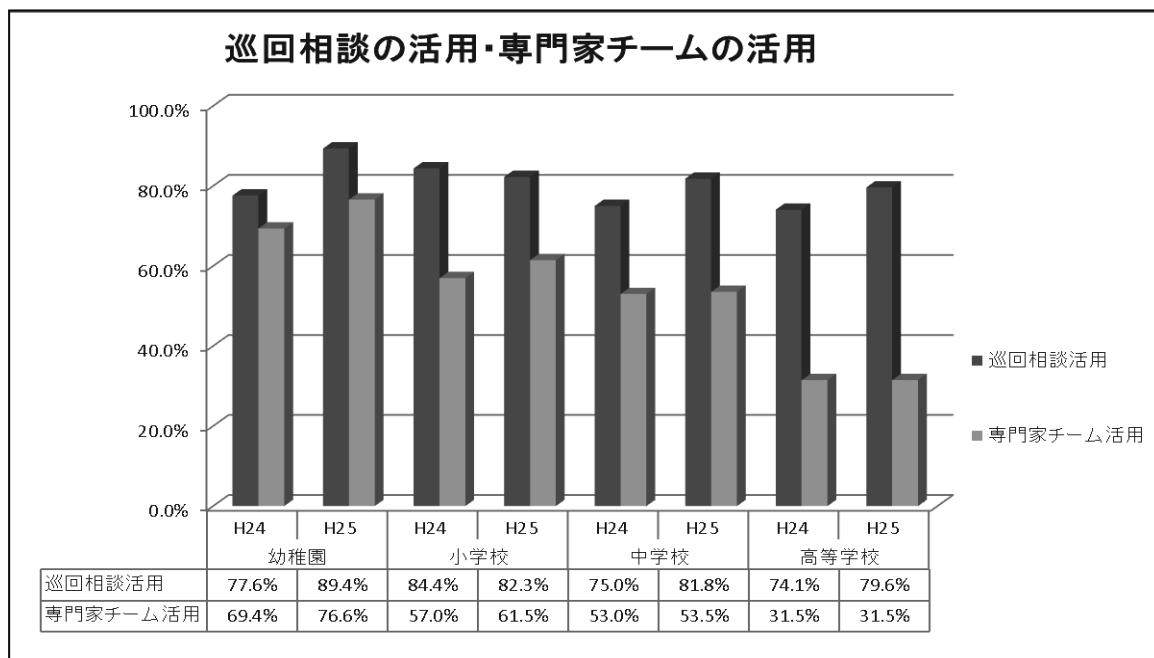
2 京都府の特別支援教育のネットワーク

各教育局管内では、府立特別支援学校に設置された地域支援センターと教育局とが連携し主体となって、当該教育局管内（支援地域）の関係部局・機関等の関係者からなる「地域特別支援連携協議会」を設置し、各地域の子どもたちへの支援や特別支援教育の推進充実が図られています。

- 平成 23 年度に開設した京都府スーパーサポートセンターは、京都府総合教育センター、府立特別支援学校地域支援センター等と連携をとりながら府内全域を対象として、より重層的な相談支援体制の整備と充実に努めています。京都府スーパーサポートセンターでは医師、作業療法士等からなる府専門家チームを設置し、各分野における専門的知見に基づき、京都府スーパーサポートセンタースタッフとともに相談・支援に当たっています。

さらに、平成 24 年度より南部地域の視覚・聴覚障害支援の拠点として盲学校、聾学校と連携をしながら、相談・支援を進めています。

また、子どもたちへの支援のみではなく、全教職員への研修支援も担っており、教職員の専門性の向上を図っています。



- 各教育局と府立特別支援学校地域支援センターとの連携のもとに、相談ニーズに応じて編制している巡回教育相談チームは、管内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を巡回し、当該学校の教員等に発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する指導内容・方法

等に関する助言や、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成に向けた助言、研修会の開催等の活動を活発に行ってています。

この巡回相談等を小・中学校の通級指導教室担当教員を含んだチームで行うことにより、例えば、発達検査結果やアセスメントを個別の指導計画に落とし込む作業や関係機関との連絡連携を一緒に行うなど、小・中学校の教員の支援力の向上を図ることが期待できます。また、管内の課題について共通認識をもち、組織的にその解決に当たることができます。こういった連携により、地域の課題に応じた研修講座を開くことにもつながっている例があります。

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
地域支援センター（12センター）	5,407	5,343	5,894	5,542	5,834	4,975

**地域支援センター・京都府スーパー
サポートセンター における相談件数
(H25 は 1月末集約件数)**

	H23	H24	H25
SSC(発達)	145	119	146
SSC(視覚)	44	146	164
SSC(聴覚)	115	404	409

3 相談支援ファイル・移行支援シートの普及

「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成が府内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校でも広がり、各校における支援は徐々に充実してきました。一方で、移行期においてこれまでなされてきた有効な支援が次のステージに上手くつながっていないという実態があります。「移行支援シート」は幼一小、小一中、中一高の移行期において、しっかりと支援をつないでいくための有効なツールです。特別支援教育グランドモデル地域の事業で作成された「移行支援シート」を参考に、今年度、京都府のモデル版を「相談支援ファイル」の改訂と共に作成しました。

担任の先生にとっては、障害のある児童生徒等の生涯にわたる一貫した支援を進めていくために、前籍校（園）等での取組などは貴重な情報です。その情報を一つの資料としてアセスメントをし直し、学校の教育環境と突き合わせて、支援の内容や方法を構築することになります。どういった情報が次の支援を組み立てていくのに必要なのか情報の送り手と受け手の意思疎通も必要です。京都府のモデル版を基に地域や各校の実情に合わせた「移行支援シート」の作成が望されます。

「相談支援ファイル」は、早期から様々な機関が提供した支援などを一冊のファイルにまとめ、必要に応じて保護者がその情報を活用するものです。従って、学校で作成している個別の教育支援計画や移行支援シートはこの相談支援ファイルに綴じこまれるものであることを念頭に置いて作成する必要があります。

個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成は校内委員会などの組織を有効に使い、共通理解のもと作成することが必要です。この作成過程において、子どもの状況や支援方法について共通理解を図ることで、よりよい支援へと改善を図ることが容易になるからです。

4 理解・啓発活動

これまで発行した事業関連の冊子やリーフレット等府内の特別支援教育関連の情報を特別支援教育課 HP に掲載して広く発信しています。また、京都府スーパーサポートセンターや各地域支援センターによる支援地域での巡回相談支援、研修支援等による実際的な支援を通して理解啓発を図り、学校や園でより一層障害理解を進めたり、子どもの教育的ニーズに対応した支援を進めるために活用できる実践事例集を作成しています。各教育局、総合教育センター、各地域支援センター、京都府スーパーサポートセンター等のホームページを御覧ください。

5 特別支援教育に関する実践研究（文部科学省委託事業）

早期からの教育相談・支援体制の構築　八幡市（新規）

改正障害者基本法を踏まえ、特別な支援が必要となる、または可能性のある子ども及びその保護者に対し、早期から情報の提供やていねいな教育相談の実施に取り組み、円滑な就学相談へのつなぎ、柔軟で細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築することを目標にしています。具体的には「園児情報システム」を導入してポートフォリオを作成し、教職員間の共通理解から支援へとつなぎ、また、保護者との丁寧な教育相談への活用など ICT 機器を使った実践研究を八幡市において進めています。（H25 年度）

高等学校等における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実 府立網野高等学校間人分校（二年次）

発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実を目指していく中で、教職員全体の特別支援教育に対する認識が高まり、指導スキルの向上へとつながりました。授業のユニバーサルデザイン化も進み、生徒の学習意欲の高まりも見られました。また、地域の理解と協力が一層進み、生徒は社会に参加する意欲を高め、ボランティア活動等が積極的に行われるようになりました。きめ細かな指導により、多くの生徒が意欲的な学校生活を送り、段階的に成長を遂げながら社会的な自立を果たしています。丹後地域支援学習会を開催し、研究成果を発表することで、京都府内、とりわけ北部地域の特別支援教育の推進に寄与することもできました。（H24 年度、25 年度）

特別支援教育に関する教育課程の編成等についての実践研究 府立宇治支援学校（新規）

「地域学習（地域と協働した学習）」の試行による、知的障害のある児童生徒の自立と社会参加を実現する教育課程づくりを研究テーマに、「各教科等を合わせた指導」を教育課程の中核に据え、生活に密着した具体的な内容を教材にして指導を展開しています。年間 8 回に及ぶ学校公開での授業を一つの契機に全校体制で授業改善を行い、一年次の成果を「つかえる事例集」にまとめています。この研究事業を進めることにより地域社会における共生社会の実現を推進し、ひいては児童生徒の自立につながるのではないかとの仮説を立て取り組んでいます。（H25 年度）



6 非常勤講師の活用（京都府特別支援教育充実事業）

～通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒一人一人への支援を進めるために

京都府の特別支援教育充実事業は、特別支援教育を推進する体制をより充実し円滑に進めるために、国が財政措置する支援員とは別に、京都府が独自に非常勤講師を配置しているものです。

平成18年度から、府市合わせて100名を単年度ごとの配置換えを前提に配置し、約5年で全小・中学校を一巡する見込みで開始しました。非常勤講師には、①特別支援教育コーディネーターの職務を補佐し、校内体制を円滑に運営する。②通常の学級に在籍の支援を必要とする児童生徒の直接支援を行う。③国が構想として示した「特別支援教室」構想を参考に、通級指導教室のような支援を行う。という役割があります。

目的

通常の学級に在籍する発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）のある児童生徒への教育的対応は、喫緊かつ重要な課題であり、学校全体が、組織的かつ体系的な教育的支援に取り組む必要がある。

このため、小学校及び中学校に非常勤講師を配置し、特別支援教育体制の整備を推進することにより、発達障害のある児童生徒の実態を踏まえた効果的かつ効率的な教育的支援を行うほか、特別支援学級と通級指導教室の弾力的運用、「特別支援教室」への移行を踏まえた教育システム等について検討することを目的とする。

非常勤講師の呼称

本事業により配置する非常勤講師を「特別支援教育指導員」（以下「指導員」と称する）。

配置対象

指導員は、発達障害のある児童生徒の在籍する小学校及び中学校に配置する。

活用形態

指導員の活用形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「特別支援教室」構想を参考とする校内支援システムの構築・運用
- (2) 後補充（担任の個別指導時等）
- (3) 指導補助（チームティーチング）
- (4) 個別・少人数指導等

資格

指導員は、当該校種・教科の教員免許を有することを原則とする。ただし、指導補助として任用する場合については、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教員免許を有すればよいものとする。

任用期間

指導員の任用期間は、1年間（学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日を除く。）とする。

実践発表

本事業の取組事例を府内に広げるため、配置校は、必要に応じ、実践発表を行うものとする。

第Ⅱ章

特別支援教育指導員の活用、 「特別支援教室」構想の実践例から 期待される実際の支援への効果

この章では、特別支援教育指導員を活用している各学校の実践報告から、子どもたちへの期待される指導・支援の効果について各観点毎にまとめました。

1 特別支援教育指導員を活用した校内体制の構築

(1) 特別支援教育コーディネーターの役割

- ア 特別支援教育コーディネーターを中心として校内委員会、小委員会、支援チーム、学年会等との連絡調整を行いながら、指導員を活用した機能的な支援体制や、内容の充実した個別の指導計画等を作成することで、実践につなぐことができる。
- イ 各学年毎にコーディネーターを指名し、日常的に特別な支援を必要とする生徒について指導員と共に協議し、日常の支援や取り出し指導での支援の方法を確認することができる。（中学校の実践から）
- ウ 指導員による後補充やチームティーチング等の活用によって、特別支援教育コーディネーターの専門的で効果的な校内での動きが期待できる。

(2) 校内委員会等の開催

- ア 特別支援小委員会を毎週行い、各学年の対象生徒の状況や、取り出し指導を受けている児童生徒について交流し、児童生徒の現状の課題が明確になり、共通理解のもとで個に応じたきめ細かな支援につながる。
- イ 校内研修において指導員、特別支援教室の活用の具体的な実践について協議し、全教職員理解のもとで組織的に取組を進めることができる。
- ウ 校内委員会を定例化することにより、実践の検証や改善がしやすくなる。
- エ 校内体制として不登校など、発達障害の二次障害を防止するための支援の一つとして、特別支援教室を活用できる体制が期待できる。
- オ 校内委員会を軸とした指導員の日々の活動が、その位置付け・役割への理解や、特別支援教室構想に対する教職員の認識を深めることにつながる。
- カ 校内委員会だけでなく、指導員と共に教育相談部会、生徒指導部会、スクールカウンセラーとも連携を密にすることで、支援の強化につながる。
- キ 事例に基づくケース会議をP D C Aサイクルで行うことで、支援の方向性に見通しが持て、児童生徒の関わり方や保護者との連携にも明確な方針を持って臨むことができる。

(3) 通常の学級での支援体制について

- ア 支援を必要とする児童生徒について、通常の学級で指導員によるチームティーチング形式による支援によって、個別の事態把握（アセスメント）をし、校内委員会につなぐことができ、①保護者相談 ②発達検査の実施 ③結果を保護者に伝え指導支援方針の立案（指導計画の

- 作成) ③支援の開始、というプロセスを確立することができる。
- イ 朝学習時など担任不在時に指導員が指導・支援することで、配慮を必要とする児童生徒が落ち着いた一日のスタートをきくことができる。
- ウ 休み時間、給食時間等、学級担任が個別の支援を行っている際に、後補充形式で学級全体指導を行うことができる。
- エ 指導員も加えたチームティーチング形態（習熟度別学習）で、より少人数での学習を進めることにより個のニーズにあわせた学習課題に向かうことができ、学力向上につながる。

2 授業改善と専門性の向上の視点

- (1) 校内全体が特別支援教育の視点を持ちながら組織的に動くことで、特別支援教育が学校の教育活動全体を活性化し、各学級担任が授業の工夫や改善を意識するようになり、結果として教育のユニバーサルデザイン化につながる。
- (2) 支援を必要とする児童生徒個々へのアセスメントから個別の教育的ニーズに合わせた指導計画を立てることと、その子を取り巻くクラス集団へのアセスメントを合わせて行い、授業を組み立てていくことで、どの子にも分かりやすい授業のユニバーサルデザイン化を進めることができる。
- (3) 校内委員会で学期ごとに個別の指導計画を基に具体的な支援を評価するプロセスを繰り返すことにより、担任の実践的指導力の向上が期待できる。
- (4) 個々の事例について実態を把握している指導員から担任や全教職員へその手だてや指導の方法について報告を受けることを通して、支援方策について話し合い、実際の支援へつなげることが一人一人の教員の指導力の向上につながる。
- (5) 校内研修会において支援対象児童生徒に関する実際の事例を通じた研修を実施することで、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ることができる。
- (6) 特別支援学級担任、通級指導教室担当、指導員の専門性を生かし、通常の学級担任と連携を密にすることで、指導支援の充実が期待できる。

3 関係機関、保護者との連携

- (1) 関係機関との連携
- ア 困難なケースについては、地域支援センターや京都府スーパーサポートセンターの専門的な助言を参考にすることで支援がさらに充実する。
- イ 巡回相談の活用や専門的機関と積極的に連携し、指導・支援のあり方についての専門的な指導助言を得ることで支援がさらに充実する。
- ウ 心の居場所サポーターやスクールカウンセラーとの連携によって、児童生徒との関係が複線化され、児童生徒の社会性向上にもつながっていくと考える。
- (2) 保護者との連携
- ア 学校と家庭とが一貫して同じ支援を行うために、日常的に細かな連絡を取り合うことが児童生徒への直接的支援につながる。
- イ 校内体制での支援が充実することで、保護者の特別支援教育に対する理解が深まる同時に連携も強まり、さらなる支援の充実が期待できる。
- ウ 指導員と担任が定期的に保護者との懇談を持ち、児童生徒の実態や個別指導の成果の様子を共通理解することで、学校と家庭が同じ方向を向いて支援を進めることができる。
- エ 関係機関と連携をとりながら継続的に相談活動を行い、家庭での児童との関わりに生かしても

らうように働きかけることができる。

オ 保護者並びに、地域への啓発活動として、特別支援教育に関する P T A 教育講演会の開催や、学校便り、ホームページでの紹介、地域や特別支援学校との交流学習等が考えられる。

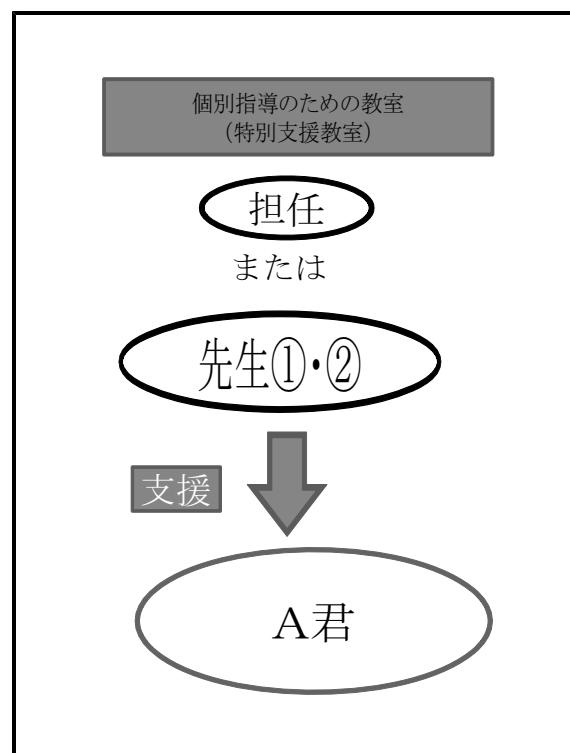
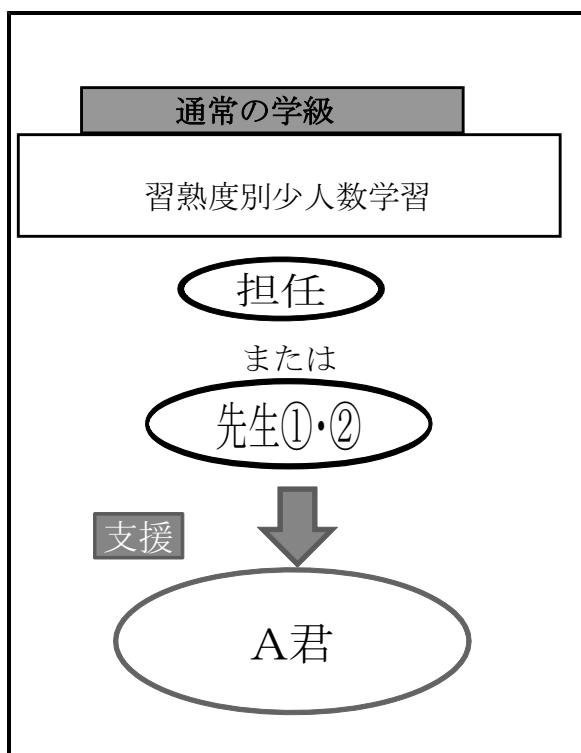
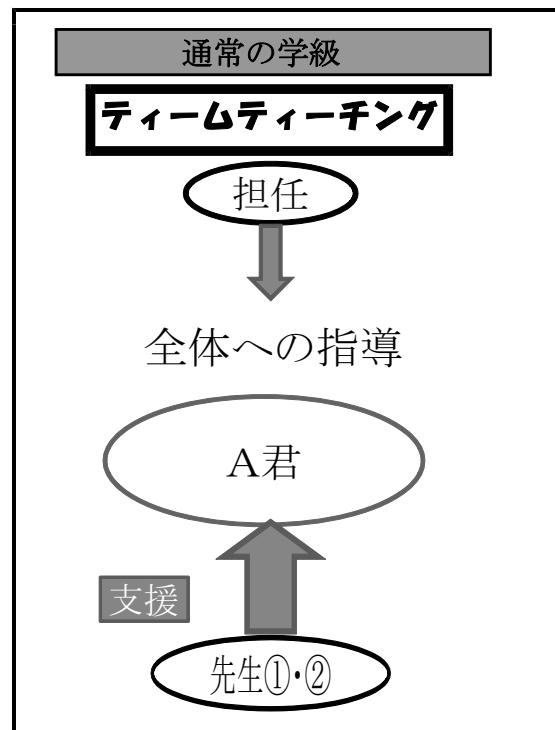
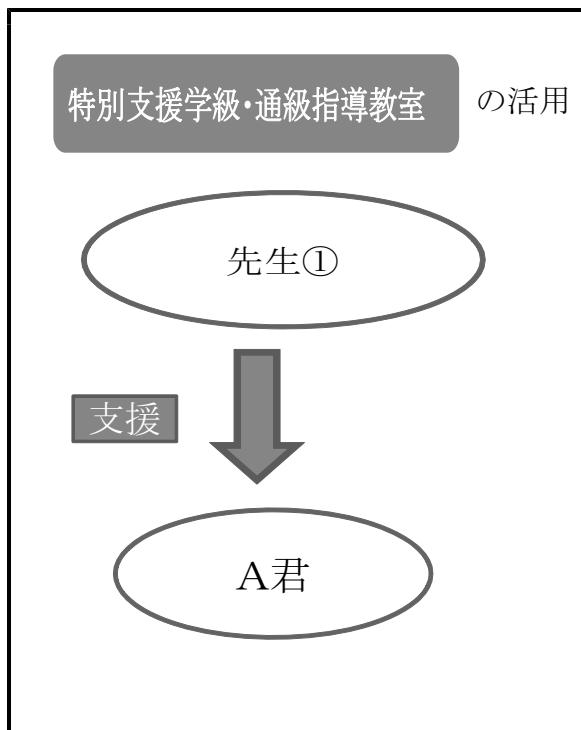
4 特別支援教室の活用

- (1) 自分のペースで「分かる体験」を積むことが学ぶ意欲の向上、自信につながる。
- (2) 個別指導の中で個の課題に気づき、アセスメントにもつながって、障害特性に応じた指導・支援を保証することができ、学力の向上だけでなく、自己肯定感が高まり、前向きな生活ができるようになる。
- (3) 学習計画表等の活用により、見通しや安心感のもとで学ぶことができ、達成感と自信へつながることが期待できる。
- (4) 特別支援教室における個別の指導・支援が教科補充にとどまらず、メンタル的な支援であったり、コミュニケーション能力の向上を目指す指導・支援につながることが期待できる。
- (5) 個人指導をメインにしながら、時にはグループ指導やソーシャルスキルトレーニングを取り入れることで自己コントロール力や人とのやりとりを学ぶことが期待できる。
- (6) 「特別支援教室」と「特別支援学級」との合同の活動を取り入れる中で児童同士の学び合いが期待できる。
- (7) 一定の個別支援が定着すると、通常の学級でも自信を持って自力で学習に臨むことが期待できる。
- (8) 特別支援教室をクールダウンの部屋として活用することにより、通常の学級での自己コントロール力がついてくることが期待できる。
- (9) 不登校傾向のある児童生徒が少しずつ通常の学級への復帰へのステップとして特別支援教室を活用することができる。
- (10) 保護者と指導員、コーディネーター、担任による相談を重ねることで、保護者の不安感も軽減し、医療等の関係機関との連携につながり、結果として支援の充実が期待できる。
- (11) 特別支援教室での「個別指導」は、初期の重要指導形態と捉えて通常の学級での複数指導、最終的には担任だけによる指導へと移行することを目指すものである。
移行後も教室での状況を交流し、必要に応じて複数指導や取り出し指導を行いながら、支援を継続していくことが望ましい。



「個の教育的ニーズに応じた学びの形態の例」

A君 ……通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒
担任 ……通常の学級担任
先生①…特別支援学級担任又は通級指導教室担当教員
先生②…TT指導担当や非常勤講師等の加配教員



第Ⅲ章

京都府内の「特別支援教室構想」実践研究より

この章では特別支援教育充実事業による配置の非常勤講師（特別支援教育指導員）を活用し実践研究を進めている学校の実践から研究成果を紹介します。

1 A小学校

校内支援システムを構築している例 ～特別支援教室、通級指導教室、通常の学級の 効果的・効率的な連携～

この実践例では、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育部、及び校内委員会で対象児童生徒の決定をはじめ、課題整理、個別の指導計画の作成、具体的な指導について検討を行い、特別支援教室、通級による指導、通常の学級のそれぞれの機能を生かし連携しています。

特別支援教室の概要

1 特別支援教室の設置目的

通常の学級に在籍している発達障害のある児童の課題やニーズに対応するための教室を開設し、通常の学級及び通級指導教室、特別支援学級との効果的・効率的な連携のもとに、個々の児童の特別な教育的ニーズに応え、教育内容の充実に努めることを目的とする。

2 活用形態

「特別支援教室」構想を参考とする校内支援システムの構築と運用を目指す形態を取っている。

つまり、通常の学級に在籍している発達障害のあるもしくはその可能性のある児童が、1日に一単位時間程度、自尊感情を高めることを目的に、担当教員が特別な指導を行っている。

教室の名前は、「優しく包み込む」ことをイメージして子どもたちにも親しみやすい名称をつけている。

3 具体的な運用

配慮を要する児童について、特別支援教育部、及び校内委員会で対象児童を決定



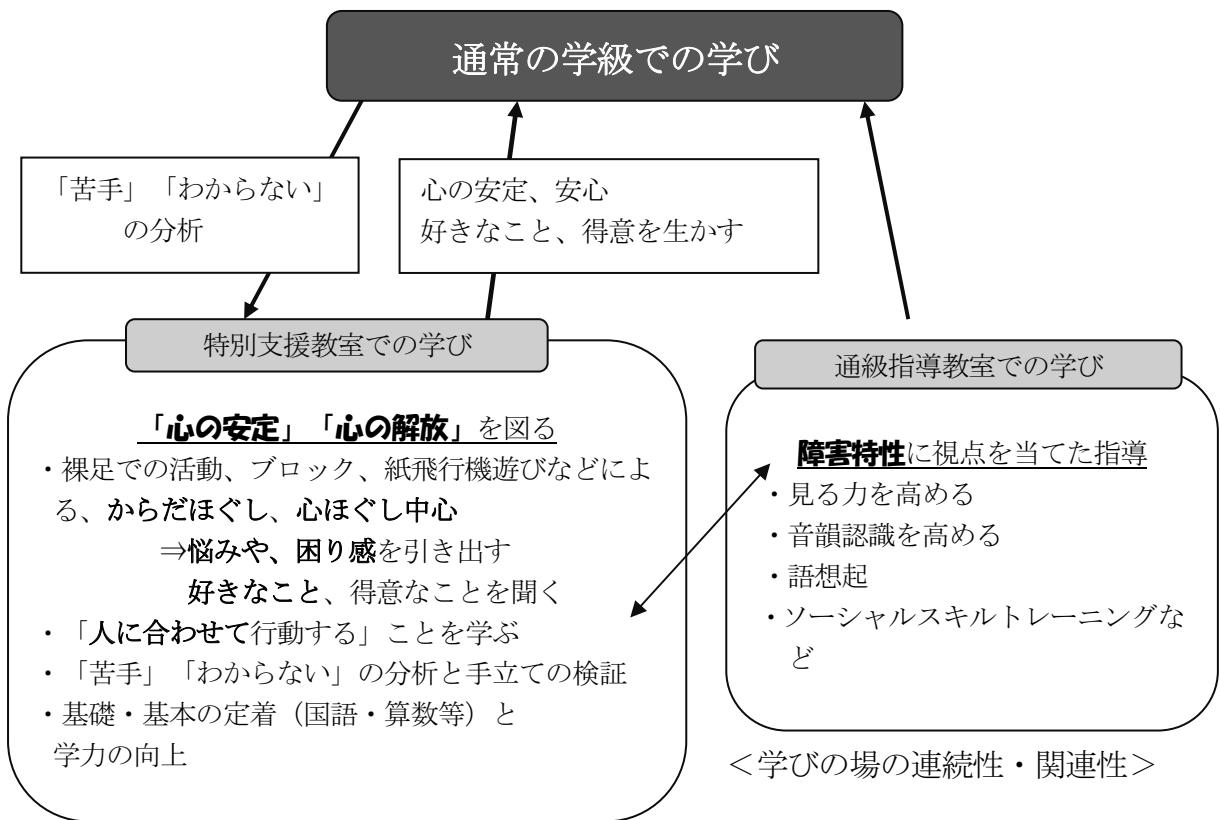
保護者の同意を得た上で、対象児童に関する個別の指導計画を作成



対象児童について、特別支援教育コーディネーター及び特別支援教育部、通級指導教室、担任の中で課題を整理



保護者の教育的ニーズを踏まえた上で、必要な時間に必要な内容を「特別支援教室」で学習



特別支援教育指導員の活用

- 「特別支援教室」での指導
- 「特別支援教室」対象児童の通常の学級における指導・支援及び「特別支援教室」の対象としなかったが支援を要する児童への指導・支援。
- 特に、集団の中での適応状況や学習の様子を継続的に観察しながら、状況に応じて学習支援や行動上の支援、対人関係への支援などの個別対応。
- 保護者との連携

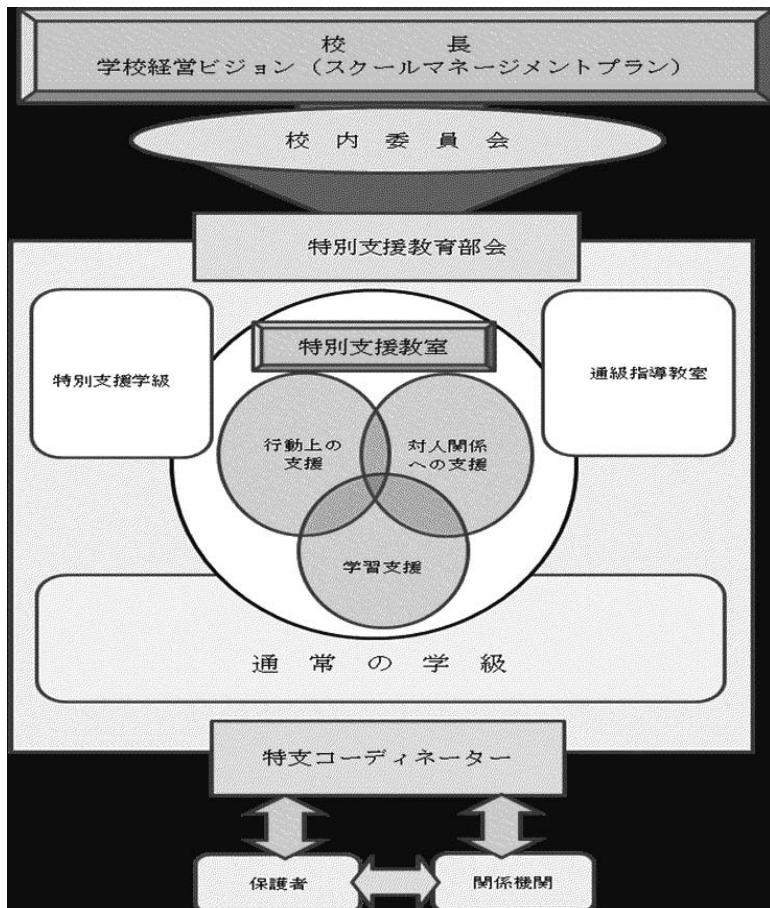
校内体制 校内委員会

- 月1回の校内委員会
- 実態把握と個別ファイルの作成 ⇒ 個別の指導計画の作成、検討、評価
- ケース会議、教育相談

<個別の指導計画の活用>

年度初め	新担任が前年度の計画を見て指導を開始
1学期	児童の実態を把握 ⇒ 個別の指導計画の「実態」「具体的な手立て」を記入
1学期末	「結果・手立ての評価」を記入 ⇒ 2学期の「実態」「具体的な手立て」を記入
2学期	「具体的手立て」の再確認 ⇒ 実施
＊繰り返し	
3学期	学年の評価と引き継ぎのためのまとめ

<特別支援教室組織構想図>



成 果

- 指導員の時間割を調整し、課題のある児童への特別な指導を計画的に継続して行うことができた。そのことにより、個々の課題に合った学習に取り組むことができた。
- 個々の児童の思いや考えに寄り添う中で、心の安定を図ることができた。そのことにより、落ち着いて学習に取り組む姿が見られ、目の前の課題に対して意欲的に取り組む場面が増え、自尊感情の高まりが見られた。

課 題

- 個々の課題の克服のために、担任・指導員が連携して支援する必要がある。その際、スムーズな連携ができるよう、打ち合わせの時間を確認する。



2 B 小学校

特別支援教室を校内通級指導の場として活用している例 ～笑顔につながる支援を心がけて～

この実践例では、通常の学級に在籍している障害のある児童への指導・支援に、特別支援教室における指導法をうまく取り入れ、生かしていくシステムが構築されています。

特別支援教室の概要

1 特別支援教室の設置

LD、ADHD、高機能自閉症などの児童を含め、障害のある児童が原則として通常の学級に在籍しながら、特別の場で適切な指導及び必要な支援を受けるための教室として設置する。

2 特別支援教室での個別指導

取り出し指導　社会性やコミュニケーションの力、学力等に課題があり、大きな集団の中で身につけるのが困難な児童に対して、個別に指導や支援を行う。

- ソーシャルスキルトレーニングなど障害の特性に応じた指導
- 学力補充
- 授業時間内だけでなく、児童の実態に合わせて放課後、給食前、昼休みの時間を活用。

<LD の児童の例>

- ・盲学校の巡回相談→見え方、眼球運動の課題があると分かった。
- ・校内委員会→授業時間外（水曜日 6 校時）の取り出しによる支援を行うことと決まった。

指導内容

- ① 見え方、眼球運動の訓練
スーパーボールキャッチや風船運びをしながら別のことをする など
- ② 漢字の学習
漢字bingo、部首でまとめる、部分や書き順を意識して書く など
- ③ ソーシャルスキルトレーニング
絵カード、P F スタディ検査を見て、どう言うかを考える
ロールプレイをして、その時の気持ちに気づく など

個別での指導・支援により

- | | | |
|-------|-------|-----|
| できる | できた | 楽しい |
| 褒められる | 認められる | |



<その他の児童の例>

- ・文字の定着が不十分であるなど、一斉授業の中での学習が困難である児童は、授業時間内の取り出しが望ましい。

国語 文字の定着が不十分な児童に対して

⇒ カルタ、しりとりなど楽しい要素を入れて、一対一で文字の力を伸ばす。

算数 児童のペースや理解の程度に合わせて具体物（お金やおもちゃ等）を使って場面理解をする。

特別支援教育指導員の活用

- ・特別支援教室での指導

- ・通常学級における支援

- ◆ 支援の必要な児童に T.T の形でフォロー
- ◆ 気になる児童の様子や気付いたことを担任に伝えたり、コーディネーターと連携したりして支援に生かす。
- ◆ 必要に応じ、個別の宿題を出す。

- ・担任と指導員との連携

(時間帯) 始業前、休み時間や昼休み、給食準備時間など。

(方 法) 週案の提出ボックスを作り、指導内容を確認し、週予定を話し合う。

校内委員会におけるケース会議

職員室で、また指導員が直接教室に出向き、口頭で伝える。

(内 容) 担任より～該当児童のクラスでの様子や教育的ニーズについて情報提供したり、集団での支援の悩みなどを相談したりする。

指導員より～特別支援教室での指導内容や児童の様子を伝える。

児童の特性や支援方法、関わり方、保護者との連携の仕方などを伝える。

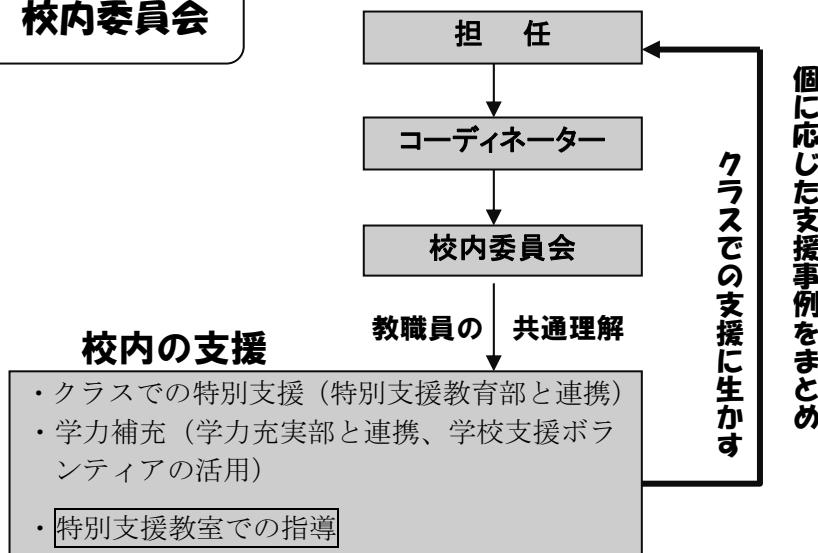
学期末に～振り返りや今後の方針作成、コーディネーター、担任、指導員が連携しての保護者面談等

- ・保護者との連携

- ◆ 連絡帳でのやり取り…取り出し指導の学習内容、児童の様子、保護者からお迎えの時を使って直接話す
- ◆ 学期ごとの面談



校内体制 校内委員会



成 果

- 特別支援教室として一教室を整備することができた。
- 取り出し指導や休み時間の補充等が充実した。
- T・Tの形で授業時間内に指導員が支援に入ることで、担任との連携が進み個別支援をする児童への理解が深まった。
- 個別の指導計画に基づき、個別の支援を進める中で宿題を出すなどの個に応じた指導を進めた。
- 児童の様子や指導の悩みなどを校内委員会で共有し、その方策について協議し、支援につなぐことができた。
- 個に応じた支援体制をまとめ、校内研修会、実践交流会を通して、教員の力量を上げることができた。
- 特別支援教室が「つなぐ」ことによって、担任、保護者、指導員の共通理解を図ることができ、児童にやる気が出てきた。
- 保護者との懇談を定期的に行い、コーディネーター、指導員が入ることで他機関との連携をスムーズに行うことができた。

課 題

- 時間を見つけて連携しているが、担任との連絡ノートなどを使って、さらに連携を深める必要がある。
- 「特別支援教室便り」のような形で、特別支援教育の実践や通常学級で使える支援のアイデアなどを発信し、教職員に対して啓発を図っていく必要がある。
- 配慮を必要とする児童への対応など、全教職員で情報を共有していく必要がある。



3 C小学校

一人一人に応じた校内支援システムの構築をめざしている例

～特別支援教室構想の取組～

この実践例では、特別支援学級に在籍する児童への校内支援システムと、通常の学級に在籍する支援を要する児童への支援システムという2つの校内支援システムを特別支援教育コーディネーターが中心となって、それぞれの校内システム状況を把握して校内支援体制を整備し、進めています。

特別支援教室の概要

1 通常の学級に在籍する児童への校内支援システム

通常の学級に在籍している児童で発達障害や何らかの原因でつまずきがあり、学習課題に向かいにくかったり、学習が積みあがりにくい児童を対象に該当児童の教育的ニーズに応じた指導・支援の方法を見つけ生き生きと学校生活が送れるように指導・支援を行う。

2 学級担任の気づきから支援の実際

通常の学級に在籍する支援を必要とする児童に対しては、校内委員会においてアセスメント票を作成し、児童にどのような場でどのような支援をすることが必要かを検討し、個別の指導計画を作成して実際の支援につなげている。

そのシステムとして、個々の教育的ニーズに応じた支援ができるよう、通級指導教室、「特別支援教室」構想を踏まえた特別支援教育指導員の活用、学級担任による支援など、多様な支援システムを構築している。

特別支援教育指導員の活用

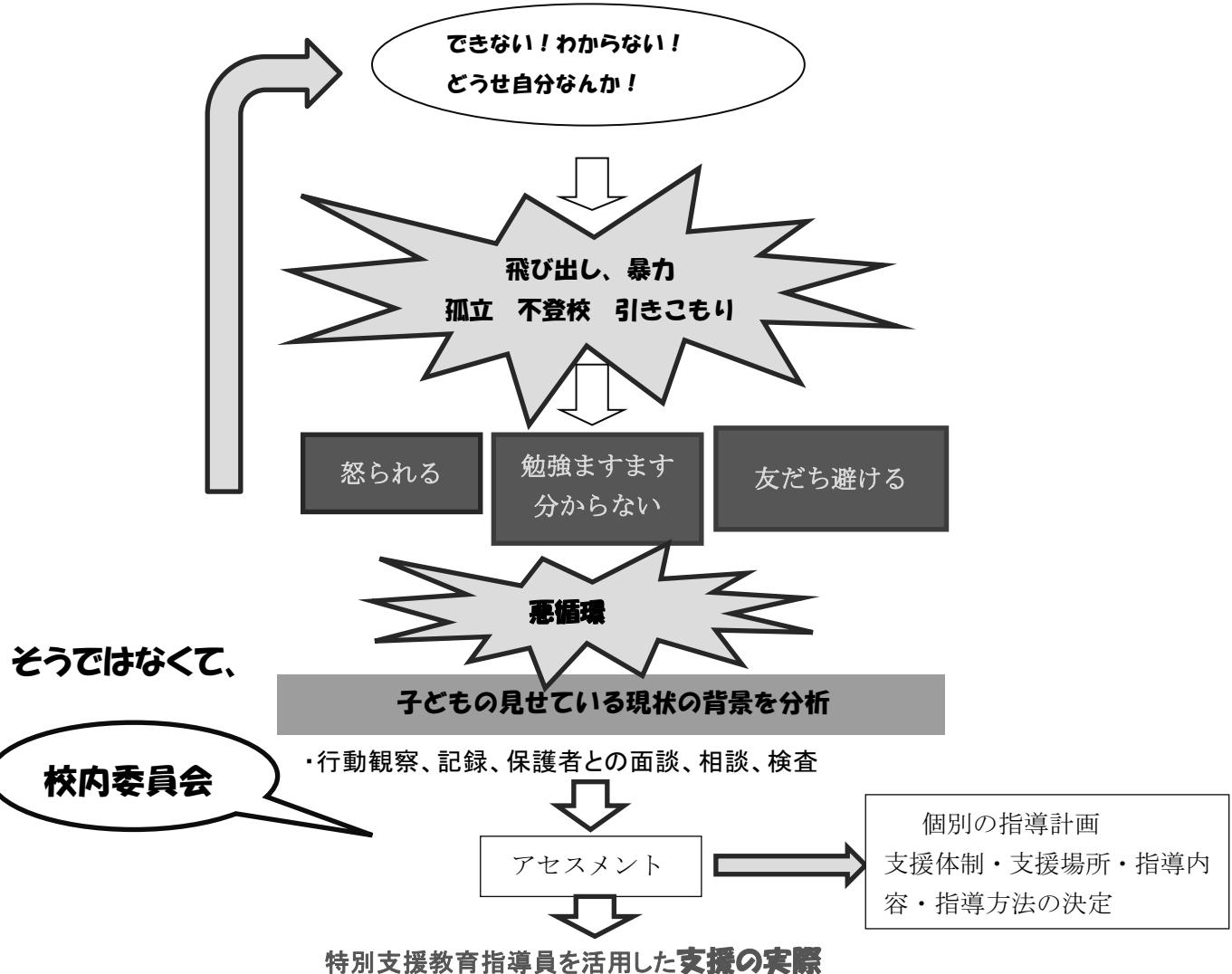
- ・児童の実態からその子にあった指導・支援の方法を見極め、課題やつまずきの解消を図る。
- ・「特別支援教室」での個別による指導、通常学級においてチームティーチング形式による支援と担任との指導・支援に連続性・継続性を持たせ、より効果的な指導・支援を目指す。

校内体制 校内委員会

- ・定期的な校内委員会とケース会議の開催。
- ・実態把握と個別の指導計画の作成。
- ・保護者との教育相談・関係機関との連携

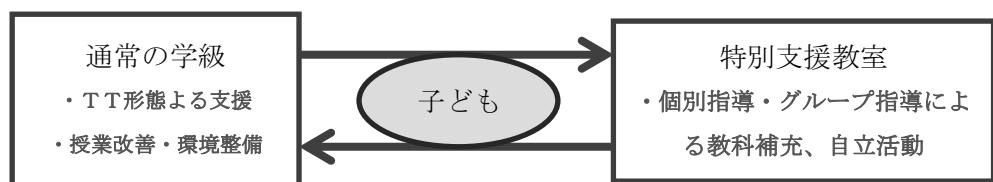
学級担任による支援

- ・発達障害の児童を含めた集団作り
- ・ユニバーサルデザインを意識した、分かる、楽しい授業への工夫
- ・児童の実態を的確に把握し、該当児童への支援のあり方や学級集団内での居場所作りについて見通しを持つ。



特別支援教育指導員を活用した支援の実際

日々の支援記録を残し、特別支援教育コーディネーターが中心となって、保護者と学級担任の連絡を密に取りながら支援内容を確認、修正している。



成 果

- 校内委員会が機能し、多様な支援方法を効果的に選択し、実際の支援につなぐことができた。
- 児童の状況を記録し、組織的に支援内容を検討できた。
- 校内支援システムについて教職員で共通確認できた。

課 題

- 担任との直接の打ち合わせ時間の設定
- 効果的な情報共有の方法
- 特別支援教育指導員の力量向上（研修機会）
- 支援方法や支援内容の検証

4 D中学校

通級指導教室と特別支援教室を弾力的に活用している例

～不登校生徒への支援～

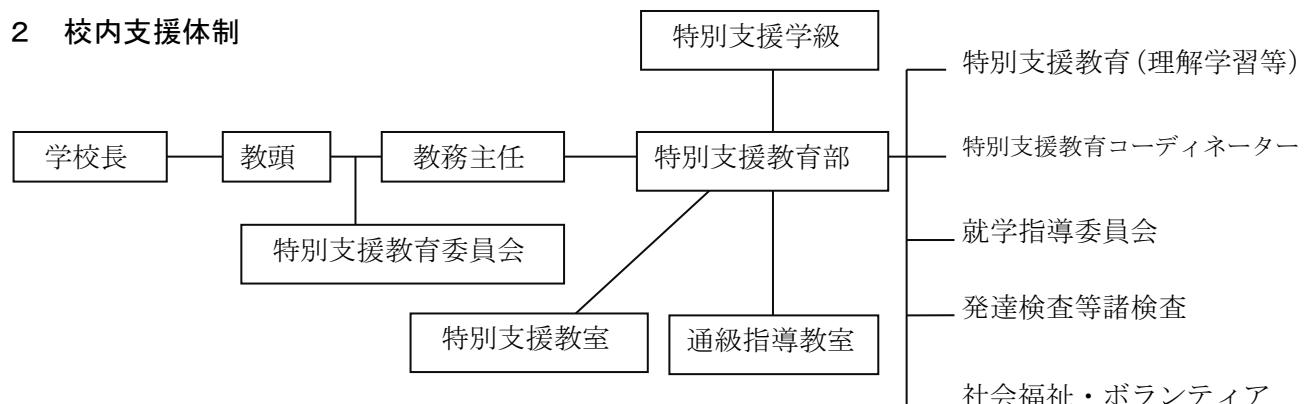
この実践例では、通常の学級、特別支援学級、特別支援教室を校内体制の中で機能的に運用し、特に発達障害による二次障害で学校不適応となった生徒に対しての支援を中心に、校内委員会で特別支援教育部と連携をして状況把握、支援の内容・方法を検討し、特別支援教育指導員を効果的に活用して支援を進めています。

特別支援教室の概要

1 特別支援教室の設置目的

発達障害による二次障害で不登校傾向のある生徒や教室に適応しにくい生徒などを対象にその原因を分析し、それぞれの教育的ニーズに応じた支援を特別支援教室の活用によって進めることで、生徒一人一人の課題の克服に対応することを目的としている。

2 校内支援体制



活用の形態としては不登校の予防的な対応として、生徒が「教室に入りたくない。」「入れない。」と言い始めたり、学校を休み始めた場合に教育相談やクールダウンを行う場として活用している。また教室への復帰的な対応として不登校状態が続く生徒が教室に入る前の段階で、学校生活に少しずつ慣れることを目的として活用している。

特別支援教室では主に教科の学習や自習を行ったり、教室復帰に向けてのソーシャルスキルトレーニングを行い、それぞれの生徒の実態に合わせて、個別の指導計画と個別の教育支援計画を作成し支援を進めている。

3 具体的な運用

支援を必要とする生徒の実態把握からスタートする。

不登校や学校生活への不適応等、担任の気づきを大切にし、そこから教育相談、行動観察等を踏まえて生徒一人一人のアセスメントを丁寧に行う。

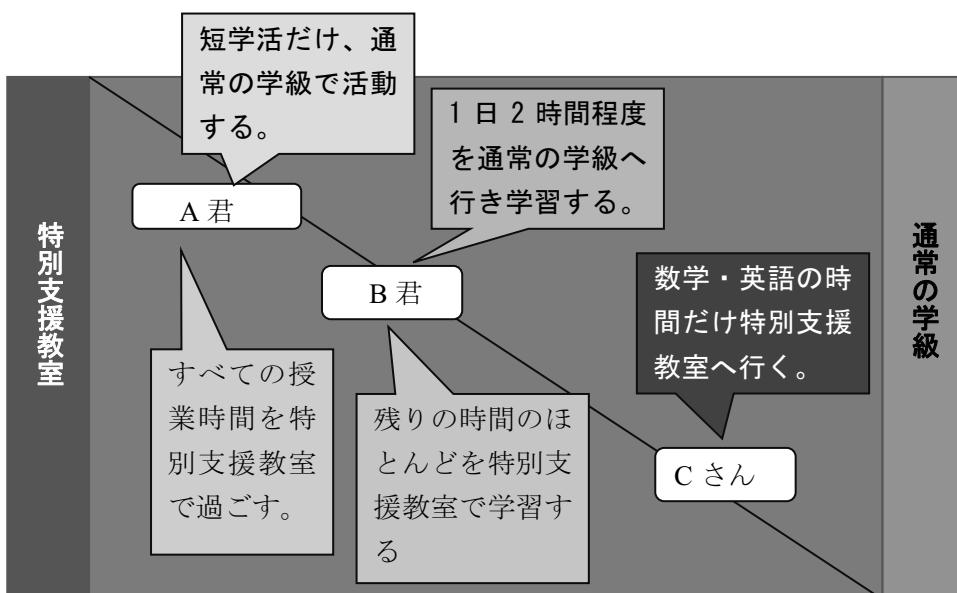
個別の指導計画は担任を中心に学年で検討し、個別の教育支援計画は保護者と学校が共同で作成し支援につなげている。

目標は高い目標ではなく、少し努力すれば達成できる目標で、P D C Aサイクルで1週間ごと、あるいは1か月ごとに進捗状況をまとめ、目標を修正する。

特別支援教室から教室に復帰するプランは本人に聞き取りをしながら、本人が納得する内容で作成し、担任や学年、保護者も了解しながら進めていくことを重視している。

特別支援教育指導員の活用

- ・「特別支援教室」で不登校の克服に向けた支援として、学級復帰に向けてのソーシャルスキルトレーニングや学習補充を中心に行う。
- ・保護者との連携を行う。



校内体制 校内委員会

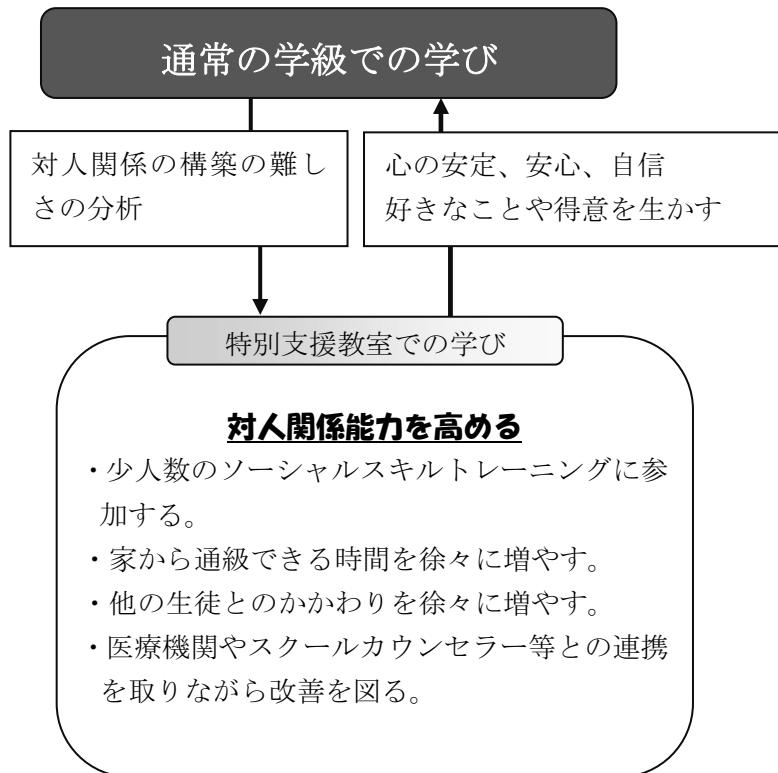
- ・状況確認と改善のために週1回の校内委員会を開催し、P D C Aサイクルによる支援を進めている。
- ・個別の指導計画・移行支援シート等の作成・活用と管理
- ・校内研修の企画と実施
- ・市教育委員会との連携による支援の実施
- ・関係他機関との連携による支援の実施

<移行支援シートの活用>

支援を必要とする子どもには、進学など環境の急激な変化に適応しにくい面がある。スムーズな移行支援を行うために、また子どもの情報を確実に進学先につないでいくために活用している。

成 果

- 指導員の活用によって年間を通して不登校傾向のある複数名の生徒について支援を行った。いずれも一部の時間しか教室復帰はできなかつたが、この特別支援教室の活用によって学校への登校は可能になり、少しづつ前向きに学校生活も送れるようになった。
- 全員が高等学校を受験し進学した。



課 題

- 特別支援教室の活用によって学校に登校ができるても、教室復帰へのハードルは非常に高い。不登校の状態が長かったために教室復帰への意欲が低いことが課題である。
不登校を起こしている背景を十分に分析して、全校体制で取り組んでいくことが重要であると考える。



第IV章

今後の特別支援教育体制整備の推進に向けて

1 共生社会の形成に向けたインクルーシフ教育システムの構築

平成25年9月1日に学校教育法施行令の一部が改正され、就学相談・就学先決定の在り方等について整備されました。

京都府においては従来より相談重視の就学相談を実施してきていますが、この改正を期に改めて児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた適切な就学相談の在り方やシステムについて検討して就学相談の充実に努めていく必要があります。

また、インクルーシブ教育システムの構築に向けては、これまで以上に小・中学校における特別支援教育の推進が望まれるところです。そういった意味でも各校において特別支援教育に視点をあてた学校運営、組織体制作りをはじめ、指導員の有効な活用を推進することが大切です。

2 個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成と活用の推進

特別支援教育の体制整備においては、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置に加えて特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、適切な指導と必要な支援の実施に向けて十分に活用していくことが大切です。

平成24年度に、文部科学省が実施した「通常の学級における支援を必要とする児童生徒」の調査結果で、通常の学級に6.5%の児童生徒が在籍していることを考えると、通常の学級においても個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し活用していくことが必要です。京都府内全域の小・中学校においては、支援を必要とする児童生徒の実態把握から、校内委員会で方策が検討され、個別の指導計画が作成されています。

指導員（非常勤講師）の活用によって校内体制が構築され、校内委員会での支援方策の検討、個別の指導計画の作成が行われ、そしてそれが実際の支援につながり、PDCAサイクルによってそれらの見直しを進めることで、より支援の内容や方法が深まり、適切で柔軟な対応ができるといった成果がみられています。

3 特別な支援を必要とする子どもの早期からの支援と関係諸機関との連携

子どもたちの自立と社会参加を目指していくためには、少しでも早い時期に気づき、相談・支援をスタートすることが重要であることは言うまでもありません。

各圏域、各市町村においては発達障害のある児童生徒等の早期発見・早期支援の重要性を考慮し、発達相談や「年中児サポート事業」、「早期支援・支援体制の構築事業」の実施など様々な取組が行われています。

指導員を活用し、特別支援教育コーディネーターが動きやすくなったことにより、各関係諸機関との連携がより密になり、結果として児童生徒への支援が充実してきました。

教育のみならず、福祉、医療、保健、労働等の幅広い分野間の連携を含む支援体制の整備の在り方については、各圏域の地域連携協議会等で今後も検討が必要です。

4 専門性の向上

京都府では、各府立特別支援学校に設置された地域支援センターにおいて、地域の幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等の要請に応じて必要な助言、援助を進めています。また、特別支援教育の専門性を高めるための研修講座の開催、地域への特別支援教育啓発のための府民講座の開催なども幅広く行っています。

各地域においても指導員や支援員等を対象とした専門研修会など幅広く進められています。さらに実際の支援の様子を各教員が参観し、その事例をもとに校内研修を開催し、支援の内容や方法について具体的に協議をするなどして、実際の支援に生かされています。

今後も児童生徒の教育的ニーズをより的確に把握した支援を進め、個別の指導計画や、個別の教育支援計画を作成・活用した適切な指導と必要な支援の実施に向けて、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校の教職員や指導員、支援員の専門性の向上を目指した研修を充実させる必要があります。

5 柔軟で多様な学びの場の設定

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒がその実態に応じて特別な場で適切な指導及び支援を受けることができるようになります。

通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、教員の適切な配慮、チームティーチング、個別指導や学習内容の習熟に応じた指導を受けるなどの工夫をしながら通常の学級において教育を受けつつ、必要な時間に特別な指導を受ける教室としての「特別支援教室」、「通級指導教室」「特別支援学級」等の柔軟で多様な学びの場の活用によって支援を推進していくことは有効です。こうした支援は、最終的には自分が在籍する通常の学級でいきいきと学校生活を送ることができるようなスキルを身につけることを目指すことを目的とします。

このように、障害のある子もない子も共に学ぶ共生社会を目指すインクルーシブ教育システムの構築に向けて、「特別支援教室」をはじめ、柔軟で多様な学びの場の活用の実践研究、通常の学級での指導員の活用によるチームティーチングや後補充による支援に関する研修・研究、個への特別支援教育の視点と学級全体への特別支援教育の視点を合わせた授業改善など、多くの学校において研修・研究が進められています。

6 合理的配慮の提供

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒それぞれに必要とされる支援の内容や方法に係る相談は、保護者・学校・市町村教育委員会と共に進める必要があります。その際には、本人や保護者の希望や悩み、本人の障害の状態や家庭での様子などについて、十分に把握をしなければなりません。その上で具体的な合理的配慮の内容について合意形成を図っていくことが大切です。そしてその内容については個別の指導計画や個別の教育支援計画に反映させ、実行に移すことが必要です。

指導員や支援員の活用によって得られる個々の子どもの実態把握・情報から、保護者との教育相談、校内委員会での検討が進められ、個別の指導計画を作成し、支援の実際に導いている例が各学校からも報告されています。

今後も児童生徒個々に必要な合理的配慮と学級、学校全体の基礎的環境整備の実際が、結果として全ての児童生徒に対しての配慮につながるということを踏まえ、支援を進めていくことが大切です。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)

平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会より抜粋

1 共生社会の形成に向けて

(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- ・「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。
- ・障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されることなく、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- ・共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- ・インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

(2)インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- ・特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方に基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはす

べての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。

① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。

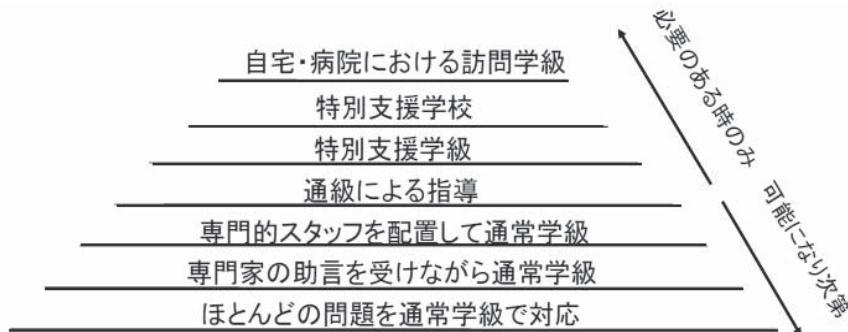
② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。

③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

・ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

日本の義務教育段階の 多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



「特別支援教室(仮称)」の構想について

文部科学省特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申） 平成17年
より抜粋

特別支援学級や通級指導教室について、その学級編制や指導の実態を踏まえ必要な見直しを行いつつ、障害の多様化を踏まえ柔軟かつ弾力的な対応が可能となるような制度の在り方について具体的に検討していく必要があるとともに、制度として全授業時間固定式の学級を維持するのではなく、通常の学級に在籍した上で障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を必要な時間のみ特別の場で行う形態（例えば「特別支援教室（仮称）」）とすることについて具体的な検討が必要である。

「特別支援教室（仮称）」の構想が目指すものは、各学校に、障害のある児童生徒の実態に応じて特別支援教育を担当する教員が柔軟に配置されるとともに、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒も含め、障害のある児童生徒が、原則として通常の学級に在籍しながら、特別の場で適切な指導及び必要な支援を受けることができるよう弾力的なシステムを構築することであると考えられる。

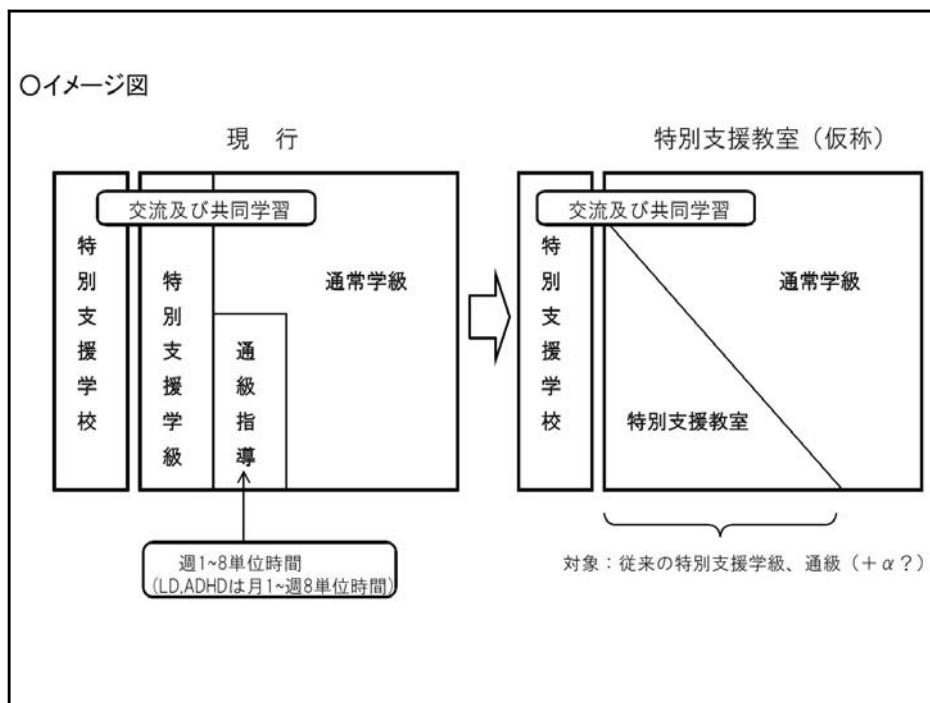
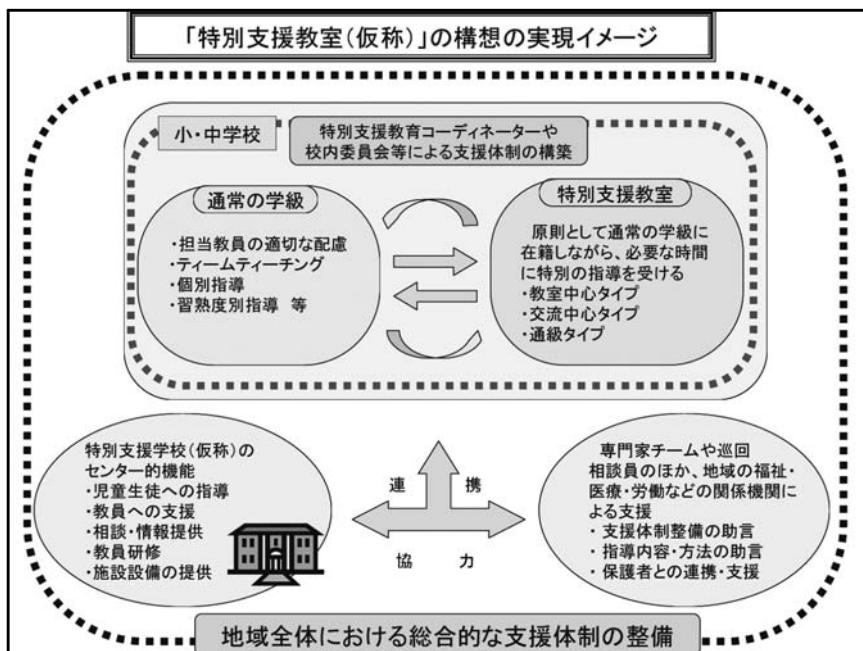
教室をどのように配置していくかについては、地域の実情、個々の児童生徒の障害の状態、適切な指導及び必要な支援の内容・程度に応じ、柔軟かつ適切に対応することが重要である。

この考え方は、小・中学校における特別支援教育を推進する上で、極めて重要であり、また、すでに特殊学級と通常の学級との交流教育という形で弾力的な運用が行われている例があることも踏まえれば、「特別支援教室（仮称）」の構想が目指しているシステムを実現する方向で、制度的見直しを行うことが適當である。

具体的な「特別支援教室（仮称）」のイメージについては、LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障害のある児童生徒が、原則として通常の学級に在籍し、教員の適切な配慮、チーム・ティーチング、個別指導や学習内容の習熟に応じた指導などの工夫により通常の学級において教育を受けつつ、必要な時間に特別の指導を受ける教室として、例えば次のような形態が想定される。

特別支援教室 1	ほとんどの時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態。
特別支援教室 2	比較的多くの時間を通常の学級で指導を受けつつ、障害の状態に応じ、相当程度の時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態。
特別支援教室 3	一部の時間のみ特別支援教室で特別の指導を受ける形態。

これらの形態はあくまでも例示としてのイメージであって、当然のことながらこれらの形態の中間的なものやこれらの形態を組み合わせたものなども考えられる。





京都府教育委員会

**～京都府の特別支援教育～
みんな笑顔でいきいきと学べる学校づくりをめざして**

平成26年3月発行

京都府教育庁指導部特別支援教育課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
TEL : (075) 414-5835
FAX : (075) 414-5739
ホームページ : <http://www.kyoto-be.ne.jp/tokubetsu/cms/>

